

ご意見	ご意見に対する回答
<ul style="list-style-type: none">アミノ酸に当たるので、摂食行動時に脳に直接刺激が行くため、飼料の食べすぎに注意を向ける必要があるように思われる。 また、その懸念から、添加料を極少量にすることを提案する。	<p>御意見いただきありがとうございます。</p> <p>近年、飼料業界では、たん白質原料の価格高騰や排泄窒素による環境汚染問題に対応するため、たん白原料の使用割合を減らす傾向にあります。塩酸L-ヒスチジンは、これに伴い不足するアミノ酸成分を補う目的で使用されることから、過剰に添加されることは一般的に想定されにくいと考えます。</p> <p>今後も情報収集を行い、安全性に関わる新たな知見が得られた時は再審議を行うなど、引き続き、科学的知見に基づき安全を確保する措置を講じてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none">対象動物を、家畜動物飼料に限定することを提案する。	<p>御意見いただきありがとうございます。</p> <p>今回の改正の根拠となっております「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(昭和28年法律第35条)においては、家畜等(牛、豚、鶏、うずら、馬、ぶり、蜜蜂等)に使用される飼料や飼料添加物を対象としております。</p> <p>今回の改正によって、塩酸L-ヒスチジンは、これらの対象となる家畜等に対して飼料添加物として使用できるようになります。</p>

- ・ ヒスチジンは必須アミノ酸ではあるものの、害性もあるものであり、社会においてその害性を用いて人間を傷害する目的で使われる事もあるのではないかと思われる。

このため、ヒスチジンの一般的な利用可能化についてはあまり賛成できない。

御意見いただきありがとうございます。

今回の改正は、塩酸L-ヒスチジンを飼料添加物として指定することで、家畜等（牛、豚、鶏、うずら、馬、ぶり、蜜蜂等）に対して当該物質の給与を可能とするものであり、その他の利用について規定したものではありません。

なお、「塩酸L-ヒスチジン」の安全性につきましては、農林水産省に設置されている農業資材審議会において家畜等に対する安全性を、また、内閣府食品安全委員会及び厚生労働省において、「塩酸L-ヒスチジン」を給与された家畜から生産される畜産物をヒトが摂取した場合の安全性を、それぞれ評価しています。その評価の結果、「飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」と評価されたことから、本改正により飼料添加物の指定を行う案としております。